

知覚の証拠能力と経験論

小山 悠

【一】

一般に、知覚は判断の証拠になる。たとえば、煙を見て煙が生じていると判断するとき、煙を見たことは煙が生じたと判断した証拠になっている。認識主体にとって自分の知覚は事実を判断するための証拠になる。知覚が事実を示す証拠として働きうるということを示して、知覚は「証拠能力」をもつという言い方をすることにしよう。自己の知覚に一定の証拠能力があることはそもそもどのように認識されるのか。これが本稿のとりくむ問題である。

この問題に対する立場は大きく二つに分かれる。ひとつは、自己の知覚の証拠能力は、経験的（アポステリオリ）に認識されると考える立場である。もうひとつは、これはアプリオリに認識される考える立場である。前者の立場を「経験論」と呼ぶことは、後述するように問題があると考えられるが、本稿ではより徹底した意味で経験論を捉えるために、このような立場も「経験論」と呼びたい。これに対して、後者の立場を「合理論」と呼ぶことにする。経験論によれば、煙を見るという知覚が煙の存在を示す証拠として働くのは、煙が火を示す証拠として働くのと同様である。煙が火の証拠になることを知るためには、「火のないところに煙は立たない」ことを知らねばならな

い。これを知るには、過去の経験からの帰納によるほかない。つまり、「煙が生じたときに火が生じている」という場合を多く認識してきたという過去の経験の蓄積に基づいて、「煙が生じたならば火が生じている」という一般法則を知る必要がある。この一般法則を知らなければ、煙が火の証拠になることを認識できない。

事情は煙の知覚が煙の証拠になる場合も同様である。煙の知覚が煙の生起を示す証拠能力をもつことを知るためには、「煙の知覚が生じたならば煙が生じている」という一般法則を知らねばならない。この一般法則は過去の経験からの帰納によってのみ知られる。つまり、「煙の知覚が生じたときに煙が生じていた」という場合を多く認識してきたという過去の経験に基づいてのみ知られる。

他方、合理論によれば、知覚の証拠能力は、過去の経験には基づかずしてアプリアリに知られる。煙を見るという知覚をほかならぬ「煙を見る」という知覚として意識することは、この知覚が煙の証拠として働きうることの認識を含んでいる。もし、煙を示す証拠として働く能力をまったくもたないのであれば、この知覚に「煙を見る」という記述を適用するのは不当であろう。それゆえ、「煙の知覚が生じるときには煙が生じている」という一般法則が煙の知覚について成立することは、ただ煙の知覚を意識するだけでアプリアリに知られることである。たしかに、この一般法則は無条件に妥当するものではなく、多くの例外がある。そして、どのような場合が例外なのかは経験的にのみ知りうることもかもしれない。しかし、ともかく何らかの条件の下でこの一般法則が成立するということは、アプリアリに知りうる。これが合理論の立場である⁽¹⁾。

一見したところ、経験論に比べて合理論の方が説得的であるように思えるかもしれない。煙を見ることが煙の証拠になることを知るためには、ただ煙の知覚を意識するだけで充分であり、過去に何を知覚したのかという経験は関係ないように思えるかもしれない。しかし、過去の経験によって同じ状況で生じる知覚の証拠能力が異なる場合があることは否定できない。たとえば、野鳥観察の女人は、素人にとってはただの草叢でしかない場所に、多くの

鳥を見る。ここでは、玄人と素人に生じる知覚の証拠能力は異なっている。玄人の知覚は鳥の存在を示す証拠になりうるが、素人の知覚は鳥の認識には役に立たない。このような違いを合理論の立場から説明するのは困難である。なぜなら、この立場では、ただ素人と玄人では意識によって知られる証拠能力は異なるといえるだけで、何ら実質的な説明を与えられないからである。他方、経験論の立場からはこの現象を説明できる見込みがある。現在の知覚の証拠能力が過去の経験に基づいて認識されるのであれば、過去の経験によって知覚の証拠能力が異なるのは当然だからである。それゆえ、知覚の証拠能力の認識について、経験論的な説明を試みる価値は充分にある。

しかし、「知覚の証拠能力の認識をどのように説明すべきか」という問題は、経験論的な認識論の伝統の中で軽視されてきた。通常、「経験論」と呼ばれるのは、認識一般を知覚に基づくものとして説明しようとする立場である。この意味での経験論においては、知覚は認識論上の所与とされるのが一般的である。つまり、知覚が一定の証拠能力をもつことは、それ以上の正当化を要しない自明の事柄だと想定されている²⁰。したがって、通常は、経験論においても、「知覚の証拠能力は知覚に基づいて認識される」と主張されるわけではない。つまり、経験論においても知覚の証拠能力の認識は経験的認識ではないとされるのが普通なのである。しかし、知覚の証拠能力は自明だという想定が、経験論に必要不可欠かどうかは必ずしも明らかではない。むしろ、経験論の立場を徹底して貫き通すならば、知覚の証拠能力の認識もまた経験的認識として説明されねばならないとも考えられるだろう。

そこで、本稿では知覚の証拠能力の認識を経験的認識のひとつとして説明しようとする貴重な見解として、セラーズの議論を検討したい。セラーズは経験論が前提する「所与の神話」を批判したことでも有名である。しかし、セラーズは経験論に反対する立場から所与の観念を批判したのではない。知覚を認識論上の所与とみなすならば、知覚の証拠能力は経験論的に説明されないことになる。この点で従来の経験論は経験論として不徹底だったというのがセラーズの経験論に対する批判である。セラーズは経験論を拒否したわけではない。むしろ、知覚の証拠能力の認識

までも経験的認識として説明することで、セラーズは経験論を徹底する立場を採っている。以下では、まずセラーズの見解が経験論批判としてもつ含意を明らかにし、そのうえでこの見解の問題点を検討する。

【二】

以下で検討するのは、自己の知覚の証拠能力は、過去の経験から帰納的に確立された一般法則の認識を介してのみ知られる、というセラーズの見解である⁽³⁾。

はじめに注意しておかねばならないのは、セラーズが問題にしているのは、厳密に言えば、知覚そのものではなくて、知覚によって得た知識の報告だという点である。したがって、以下では、セラーズの説明を知覚そのものの証拠能力の問題に適宜転用しながら議論を進めることにしたい。

我々が何か緑色の物を見て「これは緑だ」と言うとき、我々は観察によって得た知識（いわゆる観察的知識）を報告している。このように自己の観察的知識を報告するとき、この報告に基づいて緑色の物が存在することを推論できる。この意味で我々は報告に証拠能力を認めている。観察的知識の報告の証拠能力をセラーズは「権威」と呼ぶ。セラーズによれば、自分の報告に権威を認めるためには、知覚主体は予め一定の事柄を知っていなければならぬ。セラーズは次のように述べている。

もし、「これは緑だ」という報告の権威が、このような報告の生起から知覚主体にしかるべき関係をもつ緑色の対象の存在を推論できる、という事実にあるのだとすれば、ここから次のことが出てくる。この推論を遂行できる者、それゆえ、ただ「緑」の概念をもつだけではなくて、「これは緑だ」の発話の概念〔…〕もまたもつ者が、この権威を認めて「これは緑だ」というトークンを発話する位置に立つことができる。換言すれば、

「これは緑だ」という報告が「観察的知識」を表すためには、この報告は標準条件の下で緑色の対象が存在することの徴候ないし標識でなければならない、というだけではなくて、「これは緑だ」のトークンが視覚による知覚にとつてこのような徴候になっていることを知覚主体が知っていなければならない⁽⁴⁾。

セラーズの見解を整理しよう。「これは緑だ」という発話が観察的知識を表すための条件は、この発話が緑色の物の存在を示す証拠として働きうるために必要な条件に等しい。この条件をセラーズは二つ挙げている。

ひとつめの条件は、この発話が一定の条件の下では緑色の物の「徴候」になっていることである。XがYの「徴候」であるというセラーズの言い方は、XはYに反事実的に依存して生じる、という意味に解釈してよいだろう。「徴候」という概念の眼目は、XがYの徴候であるかどうかを、徴候を利用する認識主体が知らなくともかまわない、という点にある⁽⁵⁾。

ふたつめの条件は、知覚（観察）の主体が、自分の発話についてひとつめの条件が満たされていることを知っていることである。このふたつめの条件が要るのは、主体が自分の発話の証拠能力を自分で認識できなければ、主体が自分の発話に基づいて（対象について）判断をくだすことは不可能だからである。

セラーズによれば、ひとつめの条件の成立を主体自身が知るためには、たんに発話に使う概念（例えば「緑」）をもつだけではなくて、発話自体の概念もたねばならない。つまり、主体はたんに「これは緑だ」と発話できるだけではなくて、そのように自分が発話したことを知りうるものでなければならない。

知覚そのものの証拠能力の問題にセラーズの見解を適用するならば、次のようになるだろう。緑色の物を見るという知覚が緑色の物の存在を示す証拠として働きうるためには、次の二つの条件が満たされねばならない。

条件（1）一定の条件下では、緑色の物を見るという知覚が緑色の物の存在に反事実的に依存して生じる、と

いう一般法則が成立している。これは「緑色の物を見るという知覚が生じるならば、緑色の物が存在する」という一般法則である。

条件(2) 知覚主体は、条件(1)が自己の知覚について成立することを知っている。これを知るためには、主体はたんに緑色の物を知覚できるだけではなくて、自分に緑色の物の知覚が生じたことを認識できねばならない。つまり、自分の知覚を意識できねばならない。

ここで、ただ自分の知覚を意識するだけで、条件(2)が成立すると考えるのが合理論である。合理論によれば、自己に「緑色の物を見る」という知覚が生じたことを意識するだけで、その知覚について(少なくとも一定の条件下では)「緑色の物を見るという知覚が生じるならば、緑色の物が存在する」という一般法則が成立することを認めることができる。他方、経験論によれば、条件(2)が成立するためには、知覚主体がただ現在の知覚を意識するだけでは足りず、過去に知覚した経験から一般法則を帰納せねばならない。

では、セラーズは、条件(2)の成立に何が必要だと考えているのだろうか。この点に関してセラーズの立場は微妙なので慎重に検討しておかねばならない。セラーズは次のように述べている。

明確に言えば、いかなる個別の事実(例えばこれが緑であること)の観察的知識も、XがYの信頼できる徴候であるという形の一般的事実を知っていることを前提にする、という点が重要である。そして、この点を認めるならば、観察的知識が「自分の足で立つ」という伝統的経験論の考えは放棄されねばならない。実際、この点を認めるならば、「観察的知識は、XがYの信頼できる徴候であるという形の一般的事実の知識を前提する」と考えることになり、「この形の一般的事実の知識は、ただXはYの徴候であるという仮説を支持する多くの個別的事実を観察した後でのみ知られる」という考えに反してしまふ、という明らかな理由で、伝統的経験論

者の教義は破棄されるだろう⁽⁶⁾。

一見したところ、セラーズは経験論的な立場に反対しているようである。しかし、慎重に検討するならば、セラーズはむしろ「伝統的経験論」の経験論的でない部分を批判し、経験論的立場を徹底しているとわかる。

セラーズの見解はどこが「伝統的経験論」に反しているのだろうか。セラーズによれば、自分の知覚に基づいて対象の存在を認識するためには、予め主体は「知覚が対象の信頼できる徴候である」という形の一般法則を認識しておかねばならない。この点で、セラーズは自らの見解が「伝統的認識論」に反するとみなしている。なぜなら、「伝統的経験論」によれば、一般法則の知識には必ず個別的事実の観察が先立たねばならないからである。

問題は、一般法則は個別的事実の観察から帰納によって知られるほかないという想定にある。「伝統的経験論」によれば、個別的事実の観察はいかなる一般法則の知識も前提にしない。しかし、個別的事実について観察的知識を得るためには、知覚に基づかねばならない。知覚が何らかの証拠能力をもたないかぎり、観察的知識を知覚によって得ることはできないだろう。では、知覚の証拠能力はどのように説明されるのだろうか。「伝統的経験論」においては、観察的知識は「自分の足で立つ」とされている。つまり、そもそも知覚は一定の証拠能力をその本性としてもつのであり、知覚を意識することでその本性を認識できるのだ、と考えられている。この類の考えこそがセラーズが「所与の神話」と呼ぶものである。

セラーズのいう「所与」とは、一定の証拠能力をもつことが自明とされるものである。「伝統的経験論」において、「所与」の役割をはたしてきたのは、いわゆる感覚与件だけではない⁽⁷⁾。たとえ知覚経験が感覚与件から構成されるとは考えないとしても、別のものに「所与」の地位を与えるならば、「神話」から逃れたことにはならない。知覚の証拠能力が自明とみなされるかぎり、知覚は認識論上の所与の地位にとどまったままである。

言語的ないし準言語的な行為が「言語の意味論的規則に従って」なされるときに、その權威がこうした「観察を報告する」行為へ伝達されるような、そういう自己保証的な非言語的狀態によって「厳密な正しい意味での」観察は構成される、という考えこそ、もちろん、所与の神話の核心である。なぜなら、認識論的伝統においては、所与とは、これらの自己保証的な状態によって受け取られるものだからである⁽⁸⁾。

セラーズのいう「所与の神話」とは、知覚はそれ自体の証拠能力を自ら保証するものであり、知覚の言語的な報告が証拠能力をもつのは、たんに知覚の証拠能力が報告に伝達されるからにすぎない、という考えである。「知覚はその本性として証拠能力をもつ」だから、知覚を意識するだけで知覚の証拠能力は認識できる」という考えもこの考えと同類である。

このような「伝統的経験論」の考えにしたがうならば、知覚の証拠能力を認識するために、過去の経験に頼る必要はないことになる。知覚主体は、過去にどのようなものを知覚してきたかという経験とは無関係に、現在の知覚の証拠能力を認識できることになる。この意味で、知覚の証拠能力はアプリオリに認識されることになるのである。要するに、「伝統的経験論」はあらゆる経験的認識の基礎に知覚経験をおく点では経験論的であるが、知覚経験の証拠能力自体は経験論的に説明しようとする点では経験論的でない。「一般法則はその妥当性を支持する多くの個別的事実を観察した後でのみ知られる」というのが「伝統的経験論」の考えであった。「伝統的経験論」の問題点は、この考えを「知覚はその対象に依存して生じる」という一般法則に対しては適用しない点にある。セラーズは、「伝統的経験論」では経験論の立場が徹底されていない点を批判し、徹底的な経験論の見解を提示する。つまり、知覚の証拠能力を支える一般法則の認識にも過去の観察に基づく認識の身分を与えるのである。

ただし、「知覚はその対象に依存して生じる」という一般法則に関して、セラーズは「一般法則は多くの個別的

事実を観察した後でのみ知られる」という「伝統的経験論」の考えをそのまま適用するわけではない。「伝統的経験論」とセラーズの徹底的な経験論の違いは微妙な点にある。セラーズは、知覚の証拠能力を支える一般法則が知られるのは、「その一般法則を支持する多くの個別的事実を観察した」と後から記述されることになるような（心的）出来事が主体に生じた後である、と考えている。次節では、セラーズがこのように考える理由を検討する。

【三】

個別的事実の観察的知識を得るためには、一般法則の知識を予めもっていなければならない、というのがセラーズの見解であった。しかし、セラーズによれば、一般法則の知識を得るためには、多くの個別的事実を観察してきたという経験が必要である。すると、観察的知識を得るために必要な一般法則の知識を得るのに、予め観察的知識を得ておかねばならない、ということにならないだろうか⁽⁹⁾。

たとえば、緑色の物を見るという知覚に基づいて緑色の物があると判断するためには、「緑色の物の知覚は緑色の物に依存して生じる」という一般法則を知らねばならない。ここで、この一般法則を知るためには、緑色の物について知覚してきた過去の経験が必要であり、この過去の知覚が一般法則の知識を前提したのだとすれば、無限後退に陥る。結局、いつまでたっても知覚による認識は始まらないことになる。

しかし、この無限後退は見かけ上のものにすぎない。セラーズによれば、このような無限後退が生じるように思われるのは、「観察」の概念を誤解しているからである。つまり知覚に基づいて対象を認識（判断）するということを誤解しているからである。

「∴」この「無限後退に陥るといふ」非難は、「ジョーンズがpを知っている」と言うときにジョーンズについ

て言っていることについて、あまりに単純であり、根本的に誤った理解に基づいている。この非難は知ること
をひとつの出来事とみなしているから誤りだ、というのではない。我々が知ること（特に観察）として正しく
記述できるような出来事は明らかに存在するからである。本質的な点は、ある出来事を知るといふ出来事な
し状態として記述するとき、我々はその出来事や状態に経験的な記述を与えているのではなく、理由の論理空
間、自分の言うことを正当化し・正当化できることの論理空間の中に置いているのだ、ということである⁽¹⁰⁾。

セラーズの議論によれば、後退が生じるように思われるのは、「経験的記述」と「理由の論理空間」を混同する
からである。ひとたび、「経験的記述」と「理由の論理空間」が区別されるならば、前者における「特定の心的出
来事の成立には一定の一般法則の成立が先行する」という記述は、後者における「一般法則の認識には個別的事実
の認識（観察的知識）が先行する」という記述と矛盾せずに両立する。この二つの記述がいかにして両立するかを、
セラーズは次のように述べて示している。

私の擁護する見解が要求するのは、ただ、次のことだけである。現在のSによる「これは緑だ」というトーク
ンの発話は、今やSは「XはYの信頼できる徴候である」という形をしたしかるべき事実——つまり（再び過
度に単純化するなら）「これは緑だ」の発話は、知覚の標準条件下における緑色の対象の現前を示す信頼でき
る指標（indicator）だということ——を知っていると言うのが正しくないかぎり、「観察的知識を表す」とは
みなしえない。そして、「たとえば」ジョーンズについてこのように言うことが正しくなるためには、現在ジョー
ズはこれらの「自分の」発話が信頼できる指標だという考えを支持する証拠として、先行する個々の事実を
引証できねばならない。これには、ただジョーンズはこれらの事実がかつて生じたことを想起できて今や知っ

ていると言うことが正しい、ということだけが必要である。これらの事実が生じたその時点において、これらの事実をジョーンズが知っていたと言うことが正しい、ということは要求されない。かくて、後退は消える。

こうして、今日のジョーンズの帰納的理由を与える能力は、知覚的状况において言語的習慣を獲得し発現させてきた長い歴史——特に、後になって観察的知識を表すと適切に言われるものに表面的には似た言語的出来事（たとえば「これは緑だ」（の発話））が生じてきた長い歴史の上に形成されている。しかし、先行する時点でこれらの出来事が知識を表すものとして記述されうる必要はないのである⁽¹⁾。

セラーズによれば、ある主体Sの発話「これが緑だ」をある時点で観察的知識の表明として記述するためには、この時点より以前にこの発話を観察的知識の表明として記述できない段階が先立たねばならない。この先行する段階においては、「これは緑だ」という発話は、緑色の物が主体の近くにあることを示す指標ではあるが、このことを主体自身は知ることができない。それゆえ、主体は自分の発話に基づいて緑のものがあると判断することができない。つまり、「これは緑だ」という判断の理由を主体は提示できない。したがって、この主体が「これは緑だ」と発話しても、この発話は観察的知識の表明にはならない。これは、オウムや幼児のように自分が何を言っているのか解らないままに、大人（自分の言っていることが解っている主体）と似たような状況で似たような発話をする、という段階である。

では、どのようにして主体はこの段階を超えて発話を観察的知識の表明とみなせる段階へと進むのか。発話によって観察的知識を表明するためには、主体は自分の発話が対象の証拠になるということを自分で認識できねばならない。セラーズによれば、主体が自分の発話の証拠能力を認識できるようにするためには、自分の過去の発話を想起できるようにならねばならない。

ここで重要なのは、自分の過去の発話は、観察的知識を表明したものとして想起される、という点である。つまり、過去の発話は、発話された時点においては、観察的知識の表明としては記述できないものであった。しかし、この発話が後から想起されるときには、観察的知識の表明であったものとして記述することは可能である。そして、想起されるときには、観察的知識の表明として想起されるのである。たとえば、四歳の幼児の発話は、発話された時点においては、観察的知識の表明として記述することができない。なぜなら、この発話が観察的知識とみなされるためには、本人がこの発話の証拠能力を説明できねばならない。しかるに、これを説明するためには（前節で述べたように）「発話」の概念が必要であるが、幼児はこれをもたないのである。あるいは、「これは緑だ」という発話ではなく、緑色の物を見るところという知覚を問題にするならば、次のようにいえるだろう。自分の知覚の証拠能力を説明するためには、自分の知覚を意識できねばならない。しかし、幼児は自分の知覚を意識できない（物心がない）。

他方、七歳の子どもの発話は観察的知識の表明として記述できる。なぜなら、本人が自分の発話の証拠能力を認識して説明できるからである。七歳の子どもは、過去に自分が「これは緑だ」と発話した諸々の状況を思い出して、多くの場合、その状況には実際に緑の物があったことを確認できる。ここでは、発話した時点では意識できなかった知覚を後から想起しているといえる。

こうして、「自分の発話の証拠能力を説明するためには、自分の発話と対象の関係について成立する一般法則を知らねばならない」と想定しても、無限後退は必ずしも生じない。後退が生じるように思われるのは、一般法則が成立した段階で直ちに主体自身がそれを認識できねばならないと考えるからである。しかし、幼児が言葉を覚えて「物心をつける」過程をみればわかるように、事実として（「経験的記述」が可能なものとして）一般法則が成立した段階では、まだその法則は自分で認識できない。この法則を認識できるようになるのは、意識と想起という認

識能力を得た後である。

ここで、セラーズの議論を（発話ではなく）知覚にあてはめた場合には、次のような疑問が生じるかもしれない。過去に知覚が生じた状況において対象が存在したことを想起によって認識するためには、想起された過去の知覚に基づいて過去の対象の存在を推論せねばならない。この推論においては、過去の知覚の証拠能力が前提にされている。つまり、過去にどのような状況で知覚が生じたのかを想起に基づいて認識するとき、過去の状況の認識は過去の知覚に基づかざるをえない。すると、やはり後退は生じるのではないだろうか。

しかし、この後退もみかけ上のものにすぎない。たとえば、過去のある時点で、何か緑色の物を見たとしても。そして、この特定の知覚をPとしよう。この知覚Pが生じた状況に実際に緑色の物があったことを認識するためには、当の知覚Pに頼らざるをえない。では、この知覚Pの証拠能力はどのように認識されるのか。これを認識するために、「緑色の物を見るという知覚は緑色の物に依存して生じる」という一般法則を認識せねばならない。この一般法則は過去の経験からの帰納によってのみ知られる。それゆえ、過去に「緑色の物を見る」という諸々の知覚が生じた多くの状況に、実際に緑色の物があったことを認識せねばならない。

要点は、ここで、想起される過去の諸々の知覚のうち、P以外の知覚については、それが一定の証拠能力をもつことを前提にしてよい、というところにある。なぜなら、ここで問題になっているのは、特定の知覚Pの証拠能力であって、自己の知覚一般の証拠能力ではないからである。知覚P以外の知覚の証拠能力については、知覚Pの証拠能力の認識を正当化する場面では、前提にしてよい。たとえば、特定の知覚が一定の証拠能力をもつということを正当化できるのは、他の知覚の証拠能力を前提にするかぎりであったとしても、ともかく知覚の証拠能力の認識が正当化可能であるという点が重要なのである。なぜなら、知覚を所与とみなすかどうか、つまり、知覚の証拠能力を（その認識にいかなる正当化も不要であるという意味で）自明とみなすかどうか、これが根本的な問題であった

からである。

特定の知覚の証拠能力を認識するためには、他の諸々の知覚の証拠能力を前提にせざるをえないとすれば、自己の知覚一般の証拠能力の認識について一般的な正当化を与えることは不可能である。これは、自己の信念の全部を同時に疑うことはできないのと事情が似ている。一度に疑うことができるのは、自己の信念体系のせいぜい断片にすぎない。なぜなら、自己の特定の信念を疑うときには、他の諸々の信念の真理を前提にせざるをえないからである。ただひとつの信念しかもたない認識主体はその信念を疑うことはできない。特定の信念に対する疑いには他の信念による支えが必要だからである。同様に、過去の特定の知覚の証拠能力の認識は、他の諸々の知覚の想起に支えられねばならない。ここに、後退を回避するために必要な想起が、単独の知覚の想起ではなく、多くの知覚の想起でなければならない理由がある。

このように、「知覚は対象に依存して生じる」という一般法則の経験的記述が可能になる時点と、「知覚は対象の証拠である」という「理由の空間」における記述が可能になる時点を区別するならば、後退は生じない。前者の記述が可能になる時点は後者の記述が可能になる時点に先立つからである。

セラーズの見解を、知覚の証拠能力を経験的に説明する試みとして理解するならば、おおよそ以上のようになると思われる。しかし、この見解にしたがって、知覚に基づく推論が通常の帰納的推論とまったく同様のものともみなしてよいかどうかは、なお検討を要する問題である。次節では、セラーズの見解に対して生じるであろう疑念について検討する。

【四】

前節において（セラーズのものとして）提示した見解は、「過去に生じた（その時点では意識できなかった）知

覚を後から想起できるようになることによって、自分の知覚の証拠能力を認識できるようになる」というものであった。この見解にしたがえば、火の知覚に基づいて火を認識するのは、煙に基づいて火を認識するのと同じ帰納的推論である。煙から火を推論できるのは、「煙が生じているならば火が生じている」という一般法則が（一定の条件下では）成立することを知っているからである。同様に、火の知覚から火を推論できるのは、「火の知覚が生じているならば火が生じている」という一般法則が（一定の条件下では）成立することを知っているからである。そして、いずれの場合でも、一般法則の認識は過去の経験に基づく帰納によって知られる。こうして、煙の証拠能力も火の知覚の証拠能力も、過去の知覚に基づいて認識されるという点では同じである。

しかし、知覚の証拠能力と物体・出来事の証拠能力では、両者とも過去の経験に基づいて認識されるという点では同じだとしても、重要な違いがあるように思われる。しかし、この二つの間にあるかもしれない違いをセラーズはまったく看過している。それゆえ、以下では、知覚の証拠能力と物体・出来事の証拠能力の認識をどこまで同様に説明できるか、という問題を検討したい。

知覚の証拠能力と物体・出来事の証拠能力の認識は、ある重要な点で異なっている。この違いは、証拠能力を支える一般法則が成立しない場合を想像できるか否かという点にある。「煙があれば必ず火がある」という一般法則にたんに例外が多くあるというだけではなくて、この法則がそもそもまったく成立しないという場合が想像できるように思われる。少なくとも、この法則が成立しないという判断を正当化するような経験をしてきた、という場合はありうるだろう。なぜなら、火と煙はそれぞれ独立に知覚できる事象であるという意味で、この二つの事象の関係は偶然的だからである。他方で、火と火の知覚の関係は何か必然的なもののように思われる。なぜなら、火を知覚によって認識し、かつ火の知覚を意識によって認識するかぎり、火と火の知覚は独立した認識が可能な事象ではないからである。火を知覚によって認識するとは、火の知覚の意識に基づいて火を認識することである。ここで、

火の知覚が不可能であるのにその意識は可能であるということはありえない。それゆえ、火の知覚が不可能ならば、火を認識することも不可能である。したがって、「火の知覚が生じるならば火が生じている」という一般法則が（たんに例外が多くあるというのではなくて）そもそもまったく成立しない場合は想像しがたい。

この事情は、知覚によって得られる観察的知識を表明する発話の場合には明瞭である。ある主体の「これは火だ」という発話について、「その発話が生じるならば火が生じている」という一般法則がまったく成立しないとしよう。すると、たんにこの主体の「これは火だ」という発話は火の生起を示す証拠にならないだけではなくて、この主体の発話を「これは火だ」という意味に解釈することも不可能になるだろう。周囲に火が存在するか否かとまったく無関係に無秩序に発話される「これは火だ」を火を表象するものとして認めることはできないからである。つまり、いかなる一般法則にも従わずに発話が無秩序に生起するならば、その発話は何の意味ももたない。したがって、この主体の発話が「これは火だ」を意味するかぎり、（何らかの条件の下では）「この発話が生じるならば火が生じている」という一般法則が必然的に成立する。

問題は、発話よりも知覚についての場合にいっそう深刻である。発話の場合には、自分の発話が何の意味をもたないときでも、その発話が過去にどういう状況でなされたのかを主体自身が想起することは可能であるように思われる。なぜなら、発話に意味がなくとも、自分の発話そのもの、つまりどのような音を自分が発したのかを知覚することは可能だからである。したがって、過去の自分の発話を想起して、あるタイプの発話はまったく無秩序に生起しているゆえに何の証拠能力もない、ということを自分で認識することは可能である。しかし、火を見るという知覚からその意味が失われてしまえば、その知覚について知覚主体自身に意識できるものは何もなくなる。なぜなら、発話についてはいわゆる「内在的性質」が認識可能であるが、他方、自己の知覚を意識によって認識する場合には、知覚の内在的性質は認識されえず、ただ志向的性質（意味）のみが認識されるからである¹²⁾。知覚の証

拠能力がどのように認識されるのであれ、それは知覚の志向的性質に基づいて知らねばならないだろう。それゆえ、意味のない知覚を想起することはできない。一般的に想起できるものは意識できるものに限られるからである。要するに、火の知覚について、「火の知覚が生じるならば火が生じている」という一般法則が成立しない場合には、この知覚に「火を知覚すること」という記述を適用することはできない。しかるに、自分の知覚について意識・想起できるのは、ある知覚が何の知覚なのかということだけである。したがって、火の知覚が意識・想起できるのは、「火の知覚が生じるならば火が生じている」という一般法則が成立する場合、つまり、火の知覚が火の証拠になる場合に限られる。それゆえ、過去の知覚の想起に基づく帰納的推論によって知覚の証拠能力が認識されるのだとすれば、この帰納的推論は必然的に妥当することになる。他方、煙の証拠能力を想起に基づく帰納的推論によって認識する場合には、煙に何の証拠能力がない場合にも煙の知覚を想起することは可能だから、この帰納的推論が妥当なのか否かは偶然的である。

こうして、火の知覚と煙の証拠能力は過去の知覚の想起に基づく帰納的推論によって認識されるという点では同じだとしても、この帰納的推論の妥当性が必然的であるか偶然的であるかという点では異なっている。このような違いがあるのだとすると、次のような疑問が生じるだろう。必然的に妥当であるような帰納的推論に認識論上の価値はあるのだろうか。過去の知覚を想起するときには必ず知覚が証拠能力をもつのであれば、この証拠能力を想起に基づいて認識されると説明する意義はないのではあるまいか。

私見では、このような疑問が生じるのは、あらかじめ——必然的に妥当な推論である演繹的推論と対比して——帰納的推論を偶然的に妥当な推論として特徴づけているからである。しかし、帰納的推論は偶然的に妥当な推論でなければならぬというのは、「伝統的経験論」の先入見にすぎない。帰納的推論が必然的に妥当になるとしても、自己の知覚の証拠能力が認識されるのは想起に基づく帰納的推論によると考えるべき理由はある。なぜなら、この

ように考えないと、「なぜ似たような状況で似たような知覚がくりかえし生起することが、しだいに知覚の証拠能力を変えていくのか」という問題に答えられないからである。以下、この点について説明したい。

そもそも、証拠の数が増えるほど妥当性の程度は高まるといのが帰納的推論の特徴である。通常、一回の知覚の想起に基づいて帰納は成立せず、帰納には多くの知覚の想起が要る。なぜなら、推論がある程度の妥当性をもつためには、ある程度の数の知覚の想起が必要だからである。それゆえ、帰納的推論が妥当な場合と妥当でない場合、知覚の想起が可能な場合と不可能な場合を、悉無的 (all or nothing) に分けて論じるのはあまり意味がない。問題にすべきは、帰納的推論が妥当な場合と妥当でない場合の差異ではなくて、帰納的推論が妥当性を獲得していく過程なのである。

実際、今まではある事柄を示す指標として役立ってきた出来事が、過去において一度も生じたことのなかった新しい状況で生じたときに、これによって従来の証拠能力が急に失われる、ということはない。この出来事が、新しい状況で従来とはまったく別の事象と新たに相関して生じるようになったとしても、この出来事がもっていた従来の証拠能力は突然消えたりしない。たとえば、今まで煙は火に相関して生じていたのに、ある時から急に雨に相関してのみ生じるようになった、という変化があったとしよう。この場合に、煙は火を示す証拠として働く能力を急に失ったりしない。また、雨を示す証拠として働く能力を急に得るわけでもない。むしろ、新しい状況で煙がくりかえし生じるにしたがって、しだいに旧い証拠能力は失われていき、また同時に、しだいに新しい証拠能力が得られていくのである。(そして、同じものが新しい証拠能力を得ていくことは、これまで妥当ではなかった帰納的推論が妥当になっていくことに等しい。)

知覚の場合も事情は同様である。このことを示す良い例は、濃い色眼鏡、あるいは事物が逆さまに見える眼鏡をかけた場合¹³⁾である。濃い色眼鏡をかけると、はじめは物の色を区別できず、何を見てもほとんど同じ色に見え

るが、慣れてくると元のように見えてきて、色を区別できるようになる。また、事物が上下逆に見える眼鏡をかけると、はじめは逆に見えていたのが、慣れてくると元のように見えるようになる。これらは、知覚がこれまでとは違った状況で生じるようになる場合である。眼鏡をかけ始めたばかりの時点では、つまり、知覚の生じる状況が変化したばかりの時点では、意識によって知られる知覚の証拠能力は眼鏡をかけ始める前とまったく同じとはいえないにしても、そんなに異なったものではない。さもなければ、別の色の物を同じ色だと誤って判断したり、物の上下の向きが正しく判断できずに混乱したりするはずがないからである⁽¹⁴⁾。しかし、知覚が新しい状況で反復されるにつれて、意識によって知られる証拠能力は変化する。つまり、物の色や向きを知覚に基づいて判断するとき、しだいに正しく判断できるようになる。

ここで、眼鏡をかけ始めたばかりの時から完全に慣れてしまうまでの間に、厳密に言って「見え方」が変わると言ってもよいのか、それとも「見え方は」同じままで、知覚について同じ志向的性質が意識され続けると考えるべきなのか、という疑問が生じるかもしれない⁽¹⁵⁾。かりに意識される知覚の志向的性質が同一のままだとすると、同じ志向的性質の知覚の証拠能力だけが変化したことになる。他方、志向的性質が変化するのであれば、知覚の志向的性質と証拠能力は共に連れ立って変化するようになる。この場合には、意識される志向的性質はある程度連続的に変化するはずである。しかし、いずれにせよ、意識される志向的性質が変化するかどうかはここでは問題ではない。眼鏡をかけ始めたときには物体の性質について正しく判断できず、慣れてくると正しい判断ができるようになるという変化があるのだから、知覚の証拠能力は変化している。この変化をどのように説明するのが問題である。(以下では、意識される知覚の志向的性質が同一にとどまる場合と変化する場合の両方を含む言い方として、「過去の知覚と類似した知覚が反復する」という表現を使う。)

このような場合、知覚が新しい状況で反復して生じることによって、知覚の証拠能力が変化している。では、知

覚が新しい証拠能力を得るためには、新しい状況で一度生じるだけでは足りず、何度も反復して生じねばならないのはなぜか。なぜ、ただ新しい状況でくりかえし生じるだけで、意識によって知られる証拠能力は変化するのか。「慣れ」によって物の見え方が変化するとき、新しい状況で知覚が反復されるにしたがって、その知覚が何の証拠になるのかも変わる。問題は、なぜ知覚の反復が証拠能力の認識を変化させるのか、にある。

この問題に対して、「知覚の証拠能力は意識によってアプリアリに知られる」という合理論の見解が何ら実質的な説明を与えないのは明白であろう。なぜなら、この見解によれば、知覚の証拠能力を認識するためには、知覚が生じる時点でその知覚を意識するだけで充分であり、過去の知覚の認識は不要だからである。したがって、合理論においては、「過去にその知覚に類似する知覚が反復されたことが現在の知覚の証拠能力に影響を与える」という事実がただ認められるだけである。この事実は証拠能力の認識とは無関係である。

他方、知覚の証拠能力の認識を経験論的に説明するならば、「過去に類似する知覚が一定の状況で反復されてきた」という記述は「理由の空間」の中に置かれる。つまり、ある知覚に類似した知覚が過去に一定の状況で反復されてきたということが、ある知覚に一定の証拠能力を認める根拠として記述されるのである。たとえば、現在意識される火の知覚を火の証拠になりうるものとして認識するでしょう。この認識には一定の根拠が必要である。この根拠として「現在意識される知覚に類似する知覚が過去において火の生じた状況において数多く反復されてきた」ということが（想起に基づいて）認識される。換言すれば、経験論によれば、知覚の証拠能力は次のような帰納的推論によって認識される。それは「これまで火の知覚が生じた状況の多くでは火が生じていた。それゆえ、今火の知覚が生じている状況においても、火が生じているにちがいない」という推論である。この推論において、想起された過去の知覚と意識される現在の知覚は正当化の関係に立っている。経験論は、過去の知覚と現在の知覚の関係を「理由の空間」の中におくのである。

このように、知覚の証拠能力が認識されるのは、過去の知覚の反復を根拠とする帰納的推論によるのであれば、知覚の反復が知覚の証拠能力を変化させるのは当然である。なぜなら、過去に一定の状況で知覚が反復されたということが、知覚に一定の証拠能力が認められる根拠からである。したがって、知覚の反復による証拠能力の変化の認識を説明するためには、知覚の証拠能力の認識は一種の帰納的推論によって認識されるとみなすべきである。

【五】

以上の議論からわかるように、現在に意識される自己の知覚の証拠能力は過去の知覚の想起に基づいて経験的に認識される。このように考えるならば、知覚される対象のもつ証拠能力と知覚の証拠能力は経験的に認識されるといふ点で同じである。

知覚の証拠能力が経験的に認識されるといふ見解をセラーズが採ったのは、従来の経験論が前提する所与の観念を批判する文脈においてであった。従来の経験論は、所与の観念を前提にすることによって、知覚の証拠能力の認識を経験的な認識とは考えなかった。これに対して、セラーズはこれを経験的な認識として捉えて経験論を徹底しようとしたのである。

しかし、セラーズと同様に経験論が前提する所与の観念を批判しながらも、知覚の証拠能力がアプリオリに認識されると考える立場もあるだろう。たとえば、マクダウェルの見解は結局この立場に帰着するようと思われる⁽¹⁶⁾。また、所与の観念を擁護して知覚の証拠能力はアプリオリに認識されると考える立場も依然として根強い⁽¹⁷⁾。こういった立場とセラーズの立場の比較検討は今後の課題としたい。

註

- (1) 知覚の証拠能力がアプリアオリに認識されると考える立場の論者としては、チザム (Roderick M. Chisholm, *Theory of Knowledge*, Prentice-Hall, 1966) が挙げられる。チザムがこの立場を採ることは次を参照。Lawrence Bonjour, *The Structure of Empirical Knowledge*, Harvard University Press, 1985, p. 79.
- (2) この点についてはナンシー (Bonjour, *ibid.*, chap. 4) が詳しく検討している。
- (3) Wilfred Sellars, "Empiricism and the Philosophy of Mind" (1956), reprinted in his *Science, Perception and Reality*, Routledge, 1963, pp. 164-170. 以下この論文を EPM と略記する。
- (4) EPM, p. 168.
- (5) 反事実的依存の概念による「証拠」の概念の分析としては、Robert Nozick, *Philosophical Explanations*, Harvard University Press, 1981, pp. 248-251.
- (6) EPM, p. 168.
- (7) 感覚と件論に対するセラーズの批判は、EPM, pp. 127-149 による。
- (8) EPM, p. 169.
- (9) EPM, pp. 168-169.
- (10) EPM, p. 169.
- (11) EPM, p. 169.
- (12) 意識によっては知覚の内在的性質は認識できず、志向的性質のみが認識できるというのは「経験の透明性」として知られる論点である。この論点については次を参照。Gilbert Harman, "The Intrinsic Quality of Experience", *Philosophical Perspectives*, 4 (1990).
- (13) いわゆる逆を眼鏡の実験、特にこの実験において意識される知覚の性質の変化が連続的であるという点については次の古典的論文を参照。G. M. Stratton, "Vision Without Inversion of the Retinal Image", *Psychological Review*, 4 (1987). なお、この論文の邦訳は、吉村浩一「逆なめがね実験の古典解説」(法政大学文学部紀要、第57号、2008年)にある。
- (14) もしこの場合に物体の色や向きを示す証拠として働く能力が知覚からまったく失われてしまっているならば、そもそもその知覚に基いて何らかの行動をとるということは不可能なはずである。それゆえ、自分の知覚に基いて誤った(混乱した)

行動をとることもできない。混乱した知覚に基いて混乱した行動をとるためには、逆を眼鏡や色眼鏡をかけた場合でも知覚は正常な場合と（ある程度は）同じ証拠能力をもっているのではない。

(15) この疑問については次を参照。 Daniel C. Dennett, *Consciousness Explained*, Little Brown and Company, 1991, chap. 12.

(16) John McDowell, *Mind and World*, Harvard University Press, 1994.

(17) たとえば、かつて所与の観念を基礎づけ主義批判の文脈で批判したバンジュー (BonJour, *ibid.*) は、知覚の証拠能力は「プリアリに認識されることを認め、所与の概念を擁護する立場に転向したようである」°。 cf. Laurence Bonjour and Ernest Sosa, *Epistemic Justification*, Blackwell, 2003.